

平成25年度第9回役員会 議事要旨

日時 平成26年2月17日（月） 14時05分～14時25分
場所 学長室
出席者 山本学長，和田理事，大矢理事，海老名理事
欠席者 なし
陪席者 奥田副学長，関事務局長，石橋監事，末永監事

議事に先立ち，事前に配付している前回（1月27日）開催の平成25年度第8回役員会の議事要旨の確認が行われた。

議 案

1. 国立大学法人小樽商科大学男女共同参画基本方針の策定について

山本学長から，国立大学協会教育・研究委員会がまとめた「国立大学における男女共同参画推進について－アクションプラン－」における提言を踏まえ，国立大学法人小樽商科大学男女共同参画基本方針の策定について，提案があった。

詳細については，審議資料1に基づき，総務課長から説明があった。
続いて，意見交換が行われた。

【意見交換の主な内容】

○現在の本学の女性教員の割合は13.6%である。2015年度までに17%という国立大学協会が目標とする数値には届いていないものの，高い数値であると認識している。

●この方針で抽象的なものは示されているが，具体的な取組みや数値目標は設定しないのか。

○今回は，国立大学協会の提言を踏まえて，方針を策定したかたちだが，具体的取組みについてはこれから検討することとしたい。

審議の結果，原案どおり議決された。

2. 職員の臨時特例手当に関する規程の一部改正（案）について

山本学長から，職員の臨時特例手当に関する規程の一部改正（案）について，提案があった。

【山本学長提案要旨】

本件は、前回1月27日開催の経営協議会及び役員会でご審議いただいたが、臨時特例手当の支給にかかる規程改正の中で、「支給割合」については、より精度の高い数値をもって決定したく、2月の給与支給額結果をもって「支給割合」を算出し、その「支給割合」については、学長に一任いただくことをご承認いただいた。

その後、2月の給与支給額をもって、「支給割合」を検討・算出し、「100分の17.4」とすることとした。

過半数代表者から意見聴取を行い、このたび最終的に、審議資料2のとおり「職員の臨時特例手当に関する規程」を改正する旨、審議願うものである。

詳細については、審議資料2に基づき、総務課長から説明があった。
審議の結果、原案どおり議決された。

3. その他（次回の会議の予定について）

山本学長から、次回の役員会については、平成26年3月17日（月）経営協議会終了後に開催する予定である旨、発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以 上